

(別紙3)

- 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成19年1月26日障発0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p>障 発 第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日 一部改正 障 発 第 0331020 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日 <u>最終改正 障 発 0329 第 13 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p>	<p>障 発 第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日 一部改正 障 発 第 0331020 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> <u>に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する</u> <u>基準について</u></p>	<p><u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備</u> <u>及び運営に関する基準について</u></p>

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 第一 (略)
- 第二 (略)
- 第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 1・2 (略)
 - 3 運営に関する基準
 - (1)～(34) (略)
 - (35) 運営規程（基準第 41 条）

指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 13 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設等ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項、第 44 条及び第 46 条第 3 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号をもって公布され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 第一 (略)
- 第二 (略)
- 第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 1・2 (略)
 - 3 運営に関する基準
 - (1)～(34) (略)
 - (35) 運営規程（基準第 41 条）

指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 13 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設等ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 (基準第 41 条第 12 号)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(研修方法や研修計画など)

等を指すものであること。

⑧ (略)

(36)～(48) (略)

4 附則

(1) (略)

(2) 経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数 (基準附則第 3 条)

基準附則第 3 条は、平成 24 年 3 月 31 日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設 (以下「経過的指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業者の員数を定めたものである。

①～⑥ (略)

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 (基準第 41 条第 12 号)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者 (児) 施設における虐待の防止について」(平成 17 年 10 月 20 日付け当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(研修方法や研修計画など)

等を指すものであること。

⑧ (略)

(36)～(48) (略)

4 附則

(1) (略)

(2) 経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数 (基準附則第 3 条)

基準附則第 3 条は、当分の間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設 (以下「経過的指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業者の員数を定めたものである。

①～⑥ (略)

(3) ～ (12) (略)

①～⑥ (略)

(3) ～ (12) (略)